

-----  
**監 査 公 表**  
-----

**監査公表第8号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和3年7月14日 室戸市 Aほか3名から請求のあった高知県職員措置請求について監査を行い、同年9月10日に監査結果を通知したので、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年10月8日

高知県監査委員	桑名	龍吾
同	土居	央
同	奥村	陽子
同	植田	茂

高知県職員措置請求監査報告書

**第1 監査の請求**

**1 高知県職員措置請求書の提出**

令和3年7月14日

**2 請求人**

室戸市 A

室戸市 B

室戸市 C

室戸市 D

**3 請求の内容**

請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

**(1) 措置内容**

高知県知事は、県下諸河川工事に伴って発生する土砂類の適法な管理を怠り、高知県に損害を与えているので、この損害を業者から回収するか、又は知事ら責任ある職員が賠償するか、いずれかの方法で回復する措置を遂行することを求める。

**(2) 請求の理由（原文登載）**

- ア <sup>しゅんせつ</sup>浚渫工事はもとより河川工事には川床等の掘削工事に伴う砂利残土の発生は必然的に起こる。河川の砂利は建設工事の上質な材料であるし、また浸食される海岸の埋め立てなど貴重な補強材料でもあって、大事な県の財産である。
- イ そこで高知県は「公共工事等の有用残土処理要領」（昭和57年2月16日 高知県土木部長通知）を作成し、その第1条で、「公共工事等に伴い発生する有用残土（コンクリート骨材として有用性のある土砂、玉石、及び少量の転石をいう。以下「残土」という。）を、資源有効利用の観点から処理を行い、骨材需要の円滑化を図ること」としている。そしてその残土処理の原則として、第2条においてこれを「コンクリート骨材用として売り払うものとする」としている。
- ウ しかるに、高知県が開示した記録によれば県下河川での護岸工事等種々の河川工事における掘削の土砂量は添付書類1のとおりであり、平成27年度～令和元年度の5年間の実績は別表のとおりである。そのうち売却した実績があるのは物部川のものだけで、しかも1年に1件ずつで、2万4728<sup>m</sup><sub>3</sub>にすぎない。
- その掘削された土砂の大半は行方が分からない。浸食防止のために工事近くの海岸に投入されたものもあるとのことであるが、無料で業者に渡ったものが相当であると推定される。
- エ 室戸市佐喜浜町の三つの河川の最近の河川工事のうち、
- (ア) 佐喜浜川下流  
平成27年12月 河川改修工事  
(事業者E 請負金額972万0000円)  
掘削量：7400<sup>m</sup><sub>3</sub>（実際は8060<sup>m</sup><sub>3</sub>）  
\*残土処理については「残土受け入れ地での処理」となっていて工事請負業者Eに全量無料で渡ったと推定される。
- (イ) 佐喜浜川上流  
令和2年7月 佐喜浜川砂防設備等緊急改築工事  
(事業者E 請負金額9350万0000円)  
掘削量：80万0000<sup>m</sup><sub>3</sub>  
\*残土処理について「打合わせ事項」では、「残土処理については、流用箇所がない場合は、事業者Eの残土処分場で処分したいと考えていますが、よろしいですか。」  
「返答 流用箇所が近隣にないため、処分場で処分して

ください。」という指示がなされた。

(ウ) 入木川

平成27年11月 緊急応急工事

(事業者E 請負金額3186万0000円)

掘削土砂：3900m<sup>3</sup>

\*掘削土砂の行方は不明だが事業者Eが処理か。

(エ) 入木川

平成29年2月 河川災害復旧工事

(事業者E 請負金額97万2000円)

掘削量：270m<sup>3</sup>

\*掘削した土砂の行方は分からないが、全量事業者Eに渡ったと推定。

(オ) 尾崎川

令和2年8月 河川改修工事

(事業者E 請負金額 1369万5000円)

掘削量：3200m<sup>3</sup>

\*掘削した土砂は、芸東衛生組合のグラウンドに仮置きされていたが、請け負い業者の事業者Eの土場にもっていかせる指示があり、そのまま無料で業者のものとなった。

(3) 事実を証する書面

ア 公共工事等の有用残土処理要領

イ 高知県下河川工事と土砂量

ウ 土砂販売実績(有用残土売払実績(直近5ケ年))

エ 室戸市佐喜浜町3河川掘削工事資料①～⑤

オ 指示簿

第2 請求の受理

本件住民監査請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び請求人の陳述内容から、県下の河川工事に伴って発生した建設発生土を有用残土として売却しなかったことが、違法若しくは不当な財産管理を怠る事実にあたるか、また、請求人が示した室戸市佐喜浜町の5つの河川工事について、適正な残土処理が行われているかを監査対象とした。

## 2 監査対象部局

本件河川工事を所管している高知県土木部河川課（以下「河川課」という。）及び高知県安芸土木事務所室戸事務所（以下「室戸事務所」という。）を監査対象部局とした。

## 3 証拠の提出及び陳述

### (1) 請求人の陳述

ア 令和3年8月18日、法第242条第7項の定めるところにより、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

また、法第242条第8項の定めるところにより、関係職員として、河川課の職員4名を立ち会わせた。

イ 措置請求書を補充する証拠として、次の書類の提出があった。

室戸市佐喜浜町の5つの河川工事に係る現場写真24枚

### ウ 陳述の概要

#### (ア) 河川工事による残土の処理について

河川工事の土砂類をどうすべきかは、県の規則で定められている。規則どおりにされているのは一部で、大半の土砂は行方不明であり、室戸市では特定の業者に運び込まれている。

川砂利は貴重なものであり、県内でも不足している。河川から出る土砂は、高級な建設材料であり、要領でも売買する取扱いとなっているが、物部川の土砂しか売買されておらず、財産の管理を怠っている。大事な財産を特定の業者に渡しており、土砂の分量も分かるため、業者に請求すべきである。

高知県安芸土木事務所では海岸の浸食などに使われているが、室戸市では特定の業者のものとなっている。土砂は、県の財産であり、特定の業者のものになるのは納得いかない。

#### (イ) 残土の品質について

佐喜浜川の土砂は、木くずを除いた状態にしている。木くずを除いた土砂をどうしたのかを問題としているのであり、選別機を持っている業者であれば、簡単に選別できるため、木くずが混じっていることは無料で渡した理由にはならない。

尾崎川の砂は、上等な砂であり、ごみが入るはずがない。ごみは上を流れているので、職員の言うことは納得できない。

(ウ) 残土による養浜について

公共工事で出た土砂は、海岸浸食など公共のものに利用してもらいたい。

何年か前は土砂を浜へ持って行っていった。土砂をどこに持って行ったか職員が知らないのは無責任である。

同じ時期の河川工事で、東洋町野根は堤防の外へ持って行き、室戸市佐喜浜ではできないという、土木事務所のやり方に納得できない。

(2) 監査対象部局の陳述

同日、監査対象部局である河川課に対し、陳述の機会を設けたところ、河川課からおおむね次のとおりの陳述があった。

なお、河川課から説明用資料として、次の書類の提出があった。

ア 提出資料

住民監査請求陳述資料

イ 陳述の概要

(ア) 河床掘削の目的について

河床掘削は、県民の命を守るための先手を打った緊急事前防災対策であり、それに伴い発生する土砂は、副次的なものであり、有用残土として売払いをすることが第一の目的ではない。

(イ) 公共工事における建設発生土の処理方法について

建設発生土は、「公共工事における建設副産物等の取扱いについて」（平成19年3月26日付け建設管理課長通知。以下「通知」という。）に基づき、

a 現場内利用

b 工事現場から運搬距離50キロメートルの範囲内にある他の公共工事又はストックヤード（公共機関の管理）への搬出

c 有用残土として売却

d 適正な処分場へ搬出

の順により、処理方法を決定している。

(ウ) 建設発生土の概要について

監査請求のあった河川工事については、現場内利用（約23パーセント）、他の公共工事等への搬出（約41パーセント）、処分場への搬出（約36パーセント）であり、有用残土としての売却実績はない。売却できなかった理由は、残土の仮置場の確保が困難であったり、草木の根な

どの不純物が入っており、コンクリート用骨材として売却できる品質ではなかったこと等によるものである。

(エ) 佐喜浜川等に係る建設発生土の処理について

指摘のあった佐喜浜川、入木川及び尾崎川の工事に伴う土砂については、いずれも草木や流木等の混入により売却できる品質ではなかったため、処分場への搬出を行っている。

以上のことから、県では河川工事において、適法な管理のもと、通知にのっとり建設発生土の適正な処理を行っていることから、請求人が言う損害賠償することの合理性はなく、請求は棄却されるべきと考えている。

#### 4 監査の実施

河川課から令和3年8月23日に関係書類の提出を受けるとともに、河川工事に伴って発生する建設発生土の処理及び請求人の主張に対する見解等について聴取を行った。

また、室戸事務所に対して、令和3年8月26日に室戸市佐喜浜町の5つの河川工事に伴って発生する建設発生土の処理について関係書類の確認を行うとともに、工事箇所及び残土処分場の確認並びに請求人の主張に対する見解等について聴取を行った。

### 第4 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査の結果、確認した事実は、次のとおりである。

##### (1) 建設発生土の取扱いについて

本県の各土木事務所においては、建設発生土について、通知の2 建設副産物の取扱い (3)建設発生土に基づき、次の順序により処理方法を決定することとなっている。

ア 現場内での利用

イ 現場内での利用ができない場合は、原則として当該工事現場から運搬距離50キロメートルの範囲内にある他の公共工事又はストックヤード（公共機関の管理）へ搬出する。この場合、経済性にかかわらず実施することとし、搬出先の選定にあたっては、建設副産物対策四国地方連絡協議会が実施する「公共工事土量調査（予定調査）」の調査結果を活用する

こと。

ウ 有用残土として売却

(ア)売却にあたっては、「公共工事等の有用残土処理要領」(56用第733号土木部長通知)による。

エ 上記処理ができない場合は、関係法令に抵触せず適正に処分できる処分場へ搬出する。

請求人が主張する「公共工事から発生する残土は、コンクリート骨材用として売り払う」と定められているのは、「公共工事等の有用残土処理要領」(昭和57年2月16日付け56用第733号土木部長通知。以下「要領」という。)であり、上記のとおり、通知の中で、有用残土として売却する場合は要領によると定められている。

## (2) 建設発生土の売却状況について

請求人が示した平成27年度から令和元年度までの工事は、治水事業の一覧であり、有用残土としての売却実績はなかった。

平成27年度から令和元年度までの残土の売却実績は、永瀬ダムに関連する利水事業の工事によるものであり、以下のとおりであった。

平成27年度

物部川他(永瀬ダム)河川改修工事 4,162 m<sup>3</sup>

平成28年度

物部川他(永瀬ダム)河川改修工事 2,993 m<sup>3</sup>

平成29年度

物部川他(永瀬ダム)河川改修工事 2,263 m<sup>3</sup>

物部川濁水対策工事 3,570 m<sup>3</sup>

平成30年度

物部川濁水対策工事 4,100 m<sup>3</sup>

物部川濁水対策工事 1,520 m<sup>3</sup>

平成元年度

物部川濁水対策工事 4,380 m<sup>3</sup>

物部川河川災害復旧工事 1,740 m<sup>3</sup>

合計

24,728 m<sup>3</sup>

## (3) 建設発生土の処理状況について

請求人から特に例としてあげられている室戸市佐喜浜町の5つの河川工事に係る建設発生土の処理状況については、以下のとおりであった。

ア 平成27年度佐喜浜川河川改修工事

請負業者：事業者E  
契約方法：一般競争入札  
請負金額：10,619,640円  
掘削土量：7,400m<sup>3</sup>

建設発生土の処理については、設計書では1キロメートル先の請負業者の処分場へ搬出することとなっており、設計どおり請負業者の処分場に搬出し、適正に処分されていることを工事写真等により確認した。

イ 平成31年度佐喜浜川砂防設備等緊急改築工事

請負業者：事業者E  
契約方法：一般競争入札  
請負金額：106,029,000円  
掘削土量：850m<sup>3</sup>

建設発生土の処理については、設計書では3.2キロメートル先の請負業者の処分場へ搬出することになっており、設計どおり請負業者の処分場に搬出し、適正に処分されていることを工事写真等により確認した。

なお、処分場の決定については、令和2年7月21日付けの施工計画打合せ簿で、「残土については、流用箇所がない場合は、事業者Eの残土処分場で処分したいと考えていますがよろしいですか。」、「流用箇所が近隣にないため、処分場で処分してください。」とのやりとりを確認した。

ウ 平成27年度入木川緊急応急工事

請負業者：事業者E  
契約方法：随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の2第1項第5号）

請負金額：31,860,000円  
掘削土量：3,300m<sup>3</sup>

建設発生土の処理については、設計書では11.3キロメートル先の請負業者の処分場へ搬出することとなっており、設計どおり請負業者の処分場に搬出し、適正に処分されていることを工事写真等により確認した。

エ 平成28年度入木川地域の安全安心推進工事

請負業者：事業者E  
契約方法：随意契約（政令第167条の2第1項第1号）

請負金額：1,049,760円

掘削土量：270m<sup>3</sup>

建設発生土の処理については、設計書では、運搬距離3.5キロメートルを想定して積算し、処理場所については、請負業者が選定した候補地を参考に発注者が決定することになっていた。その後、打合せにより6.0キロメートル先の請負業者の処分場とすることを決定していたことを当該工事の主任監督員に確認した。

また、請負業者の処分場に搬出し、適正に処分されていることを工事写真等により確認した。

#### オ 令和2年度尾崎川河川改修工事

請負業者：事業者E

契約方法：指名競争入札

請負金額：15,972,000円

掘削土量：2,800m<sup>3</sup>

建設発生土の処理については、設計書では、養浜のため6.9キロメートル先の入木海岸への搬出を指定していたが、掘削土砂に木くず等が混入していたため、監督職員から現場代理人に対し、6.5キロメートル先の佐喜浜クリーンセンターグラウンドへの仮置きを指示（令和2年11月18日付けの指示簿）した。その後、木くず等が混入しているため、3.0キロメートル先の請負業者の処分場への搬出を指示（令和3月1月21日付けの指示簿）し、上記内容の設計変更を行っていた。

また、設計書どおり請負業者の処分場に搬出し、適正に処分されていることを工事写真等により確認した。

## 2 判断

### (1) 建設発生土の取扱いについて

請求人は、残土処理の原則として要領第2条の規定により、コンクリート骨材用として売り払うべきであると主張している。

しかしながら、本県の各土木事務所においては、河川工事に伴って発生する建設発生土の処理方法については、通知に基づき決定することとなっている。請求人が主張している要領は、通知の「2 建設副産物の取扱い(3) 建設発生土 ウ 有用残土として売却」に該当する場合

に適用するものであり、河川工事に伴って発生した建設発生土を有用残土として売却しなかったことをもって、違法若しくは不当に財産の管理を怠っているとする根拠はない。

また、請求人は、処分場で処分された残土について、業者に無料で渡ったものが相当あると主張しているが、法第242条第1項による住民監査請求の対象は、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるとき」と規定されていることから、処分場へ持ち込まれた残土については、県の所有物ではなくなることから住民監査請求の対象とは認められない。

(2) 建設発生土の処理状況について

請求人は、掘削された土砂の大半は行方がわからないと主張しているが、室戸市佐喜浜町の5つの河川工事について監査を行ったところ、建設発生土については、設計書等に基づいて適正に処分場への搬出が行われており、違法若しくは不当といえる事実は認められなかった。

なお、契約等の事務手続については、契約規則等に基づき適正に行われていた。

3 結論

以上のことから、高知県知事は、県下の河川工事に伴って発生する土砂類の適法な管理を怠り、高知県に損害を与えているとする請求人の主張には理由がない。

よって本件措置請求を棄却する。